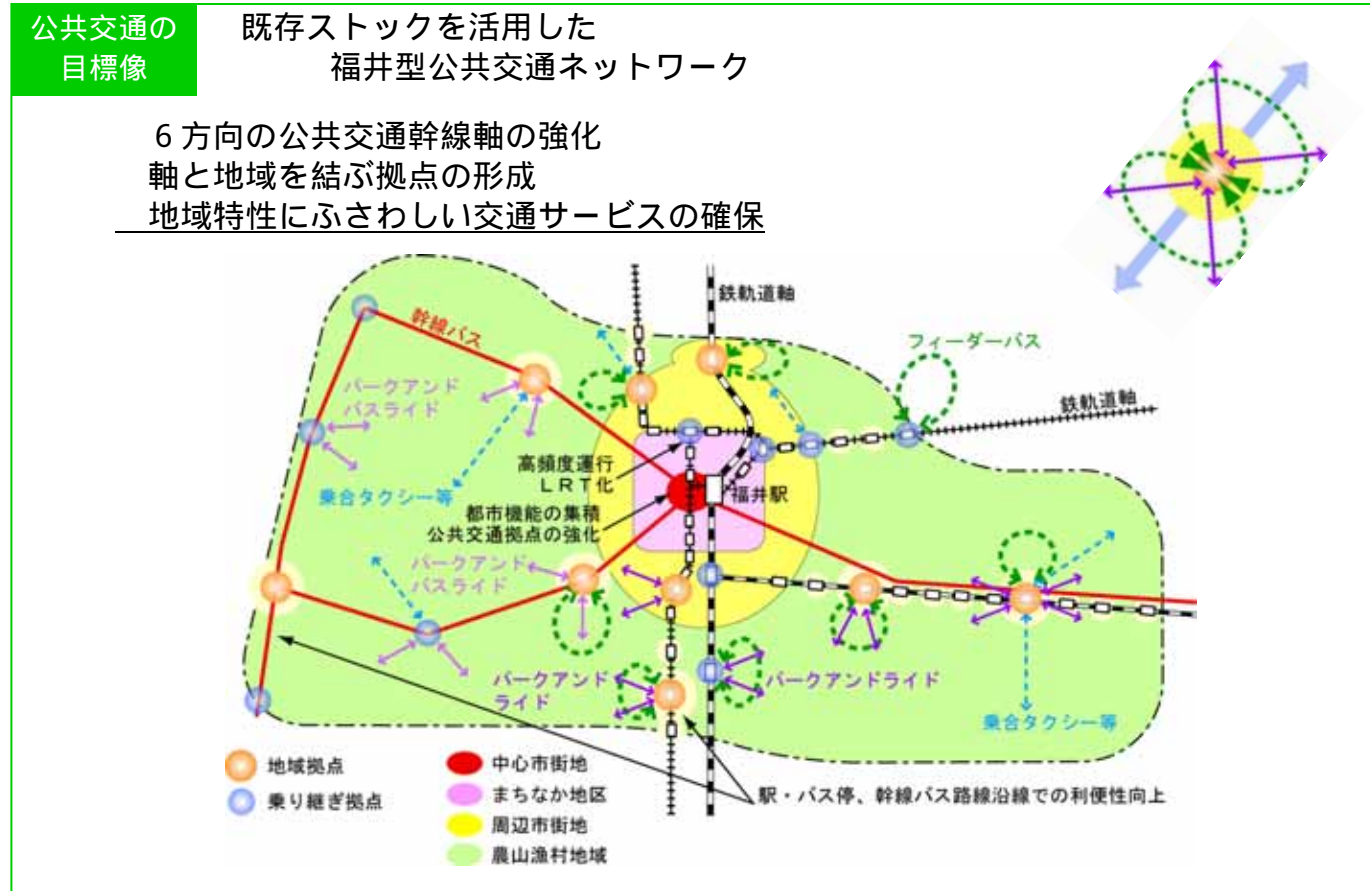


地域特性にふさわしい交通サービスの確保について  
～地域コミュニティバス運行支援事業の創設～

1. 福井市における公共交通の目標像（福井市都市交通戦略より）



2. 平成21年度の取り組み

幹線バス路線を補完し、地域特性にふさわしい交通サービスの確保を図るため、美山地区、海岸地区（越廼・国見・鷹巣地区）、清水地区において地域バスの運行を開始

地域バスの概要

名称等	内容	運行曜日	便数	運賃	道路運送法
美山地域バス (H21.4～)	市所有のバス2台を活用し、スクール輸送対象者と一般利用者の混乗便として運行 ・ 芦見ルート(皿谷～JR美山駅)と味見ルート(河内～JR美山駅)の2ルート運行	毎日	4往復	100円 (一般利用者)	法第79条 (自家用有償旅客運送)
海岸地域バス (H21.4～)	[海岸広域ルート] ・ 市所有のバスを活用し、乗合有償バスとして、越廼地区～鷹巣地区間を連絡	毎日	4往復	100円	法第79条 (自家用有償旅客運送)
	[越廼地区ルート] ・ 市所有のバスを活用し、スクール輸送対象者と一般利用者の混乗便として越廼地区内を運行	月～金	3往復	100円 (一般利用者)	法第79条 (自家用有償旅客運送)
清水地域バス (H21.7～ ・ 試行運行)	清水4地区と、地区の中心的エリア(清水総合支所周辺)を結ぶルートを6ルート設定 ・ 地区毎に曜日を決めて週2日ずつ運行	火～日	2ルート ×3往復	100円	法第4条 (一般乗合旅客自動車運送)

3. 平成22年度の取組み

施策の方向性

「幹線バス路線」と「地域特性にふさわしい交通サービス(フィーダーバス等)」の組合せにより、公共交通空白地域を中心にバス交通サービスの充実を図る

- ・ このうちフィーダーバス等の計画策定にあたっては、市街地、農山漁村地域、中山間地域、海岸地域等、多種多様な地域特性に鑑み、地域住民の意向を柔軟に反映することが重要
- ・ 特に、継続的に運行するためには、利用者である地域住民の積極的な参画が不可欠

**地域住民が運行計画の立案や利用促進に主体的に取組めるよう、  
新たなバス運行の仕組みを創設することが必要**

地域コミュニティバス運行支援事業を創設

地域コミュニティバス運行支援事業の概要

1) 目的

本事業は、公共交通空白地域等において地域住民が交通事業者と連携・協力し、地域拠点や公共交通幹線軸上の乗継拠点到達する地域コミュニティバスを運行する場合に、運行経費等の一部を支援することによって、それぞれの地域特性にふさわしい交通手段の確保を図り、もって、全域交通ネットワークの実現に寄与することを目的とする。

2) 基本スキーム

地域コミュニティバスの運行について住民等の合意形成が図られた地域は、運行協議会を設置し、公募により選定した運行事業者と連携・協力して、「運行の基本的な考え方」と「運行基準」に合致する運行計画及び利用計画を策定。

運行協議会及び運行事業者は、市の運行支援事業の認定その他所要の手続きを経て、地域コミュニティバスの試行運行を開始

市は、運行協議会の運営に係る経費に対し「地域コミュニティバス協議会活動補助金」を交付。また、運行欠損額に対しては、「地域コミュニティバス運行補助金」を交付。

補助額等の詳細については、資料2枚目の「3) 補助金の額等」を参照

試行運行の期間は、試行運行開始から2年目の年度末まで。

試行運行から本格運行への移行の可否、本格運行の継続の可否は、「運行基準」に基づき市が決定。

【運行の基本的な考え方】

路線	日常サービス施設を経由、地域拠点や乗継拠点等において鉄道や幹線バスに乗継可能、1便あたり約30分程度で運行、路線バスと競合しないこと
運行車両	輸送需要に応じた車体、バリアフリーに配慮、平成17年排気ガス規制適合
ダイヤ等	1地区1台での運行を原則とし、運行地域の輸送需要に応じて便数や運行時間帯、運行日数等を設定
運賃	均一制、原則200円以下

**【運行基準】**

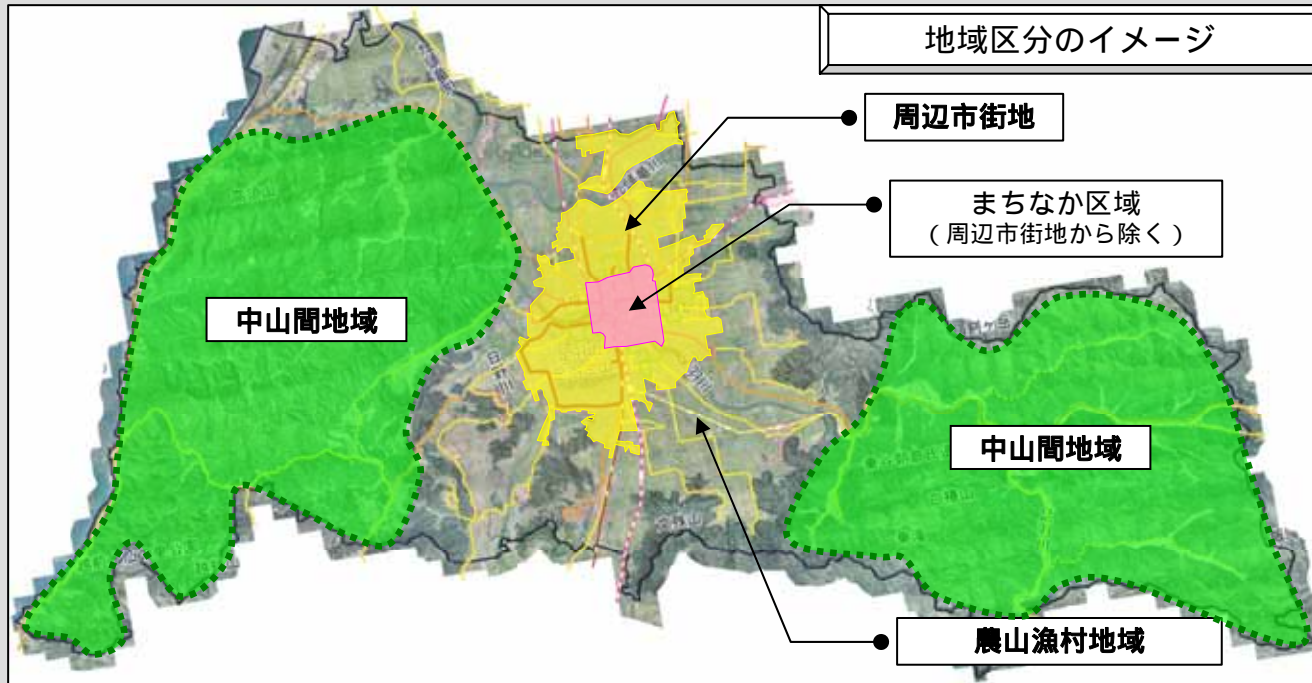
運行地域の区分に応じて、下表に掲げるいずれの数値も満たすことが必要

地域区分	運行1回あたりの平均乗車人員	収支率	補助限度額
周辺市街地	5人以上	25%以上	800万円以下
農山漁村地域	3人以上	20%以上	
うち中山間地域を運行する路線	2人以上	15%以上	

- ・地域住民に積極的に利用していただく観点から、運行1回あたりの平均乗車人員を設定。
- ・効率的かつ継続的に運行するためには、地域住民の利用促進に加え、交通事業者による運行コストの縮減努力等によって収益改善を図っていく必要があることから、収支率の基準についても設定。
- ・市からの補助については、一定の限度額を設定。(他の路線の運行実績等に基づき800万円)

**地域区分の定義**

周辺市街地	市街化区域(まちなか区域及び飛地の市街化区域を除く)
農山漁村地域	市街化区域外(飛地の市街化区域を含む)
うち中山間地域	振興山村地域、過疎地域及び特定農山村地域(一乗谷、西安居、大安寺、殿下、本郷、鷹巣、美山地区全域、越廼地区全域、清水地区のうち旧志津村の区域)

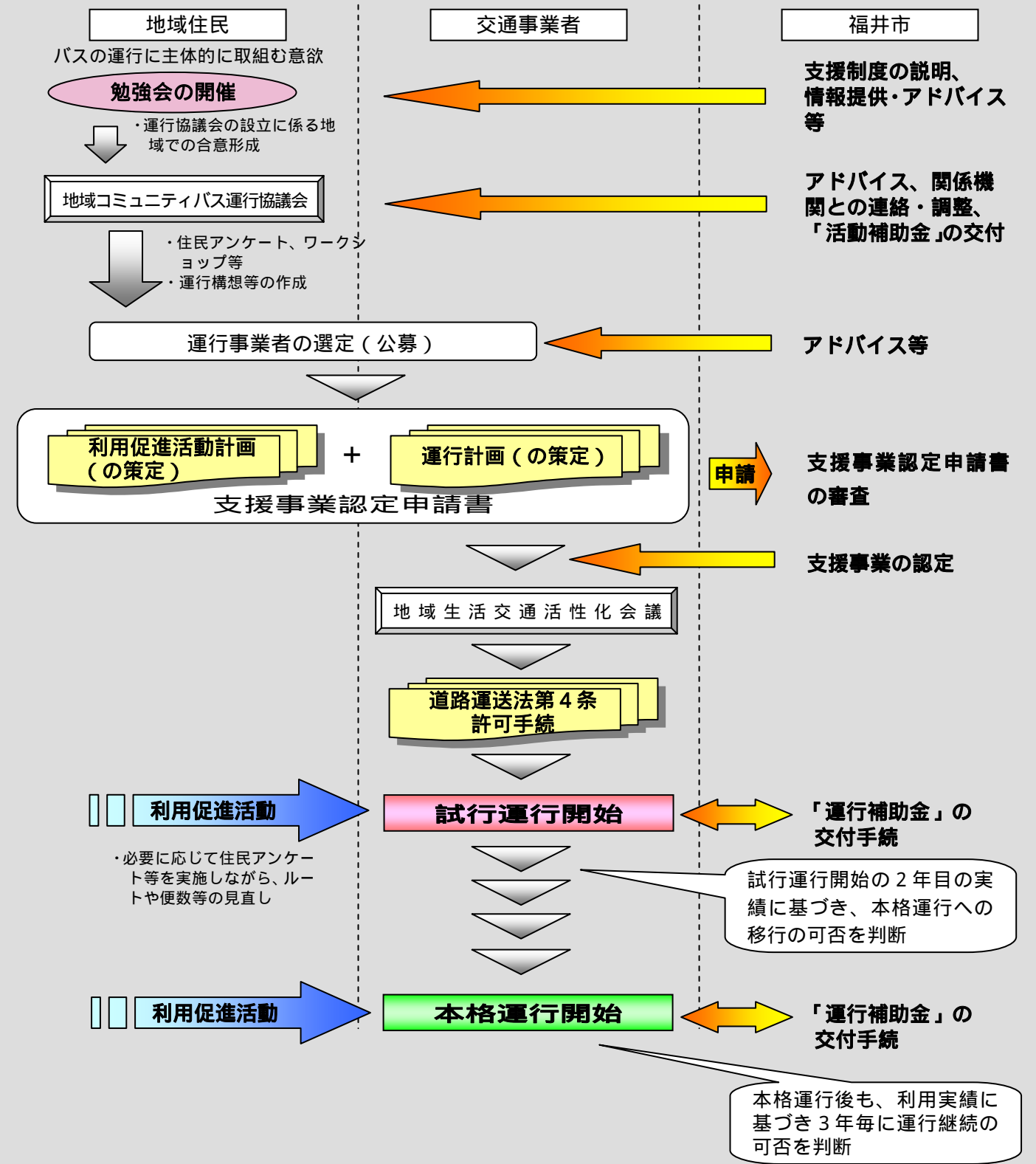


**3) 補助金の額等**

**地域コミュニティバス協議会活動補助金** ...以下、「活動補助金」という。  
補助対象経費は、地域コミュニティバス運行協議会の会議運営に要する経費とする。  
補助金の額は、補助対象経費の1/2以内とし、10万円を上限とする。

**地域コミュニティバス運行補助金** ...以下、「運行補助金」という。  
補助金の額は、運行経費から運賃等収入を差し引いた額とする。  
ただし、800万円を上限とする。  
運行経費に算入する経費は、人件費、燃料油脂費、点検料、保険料、修繕費、車両減価償却費等とする。

**4) 運行開始までのプロセス**



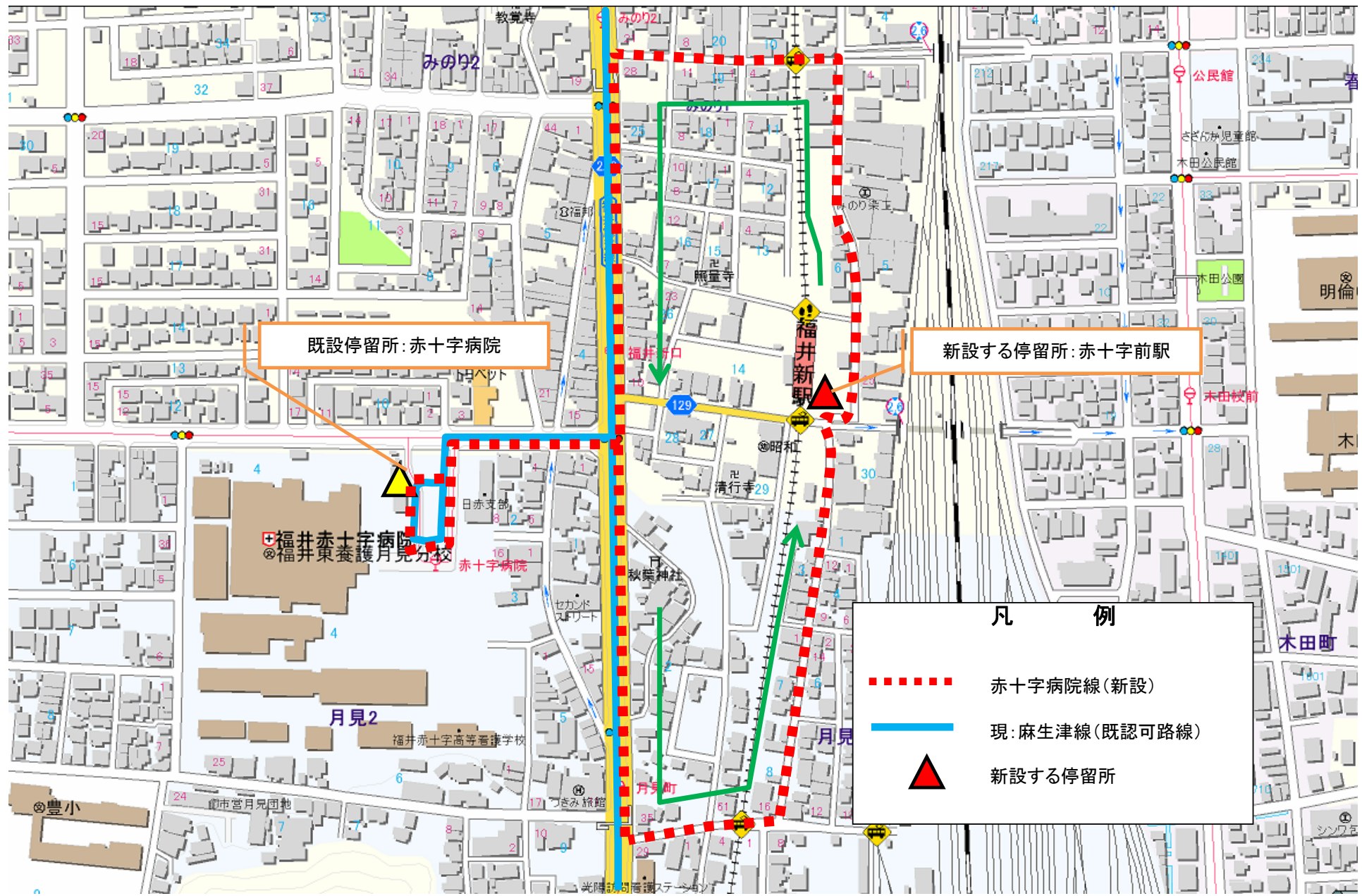
**4. 今後の予定**

4月以降、各地域への説明会を実施するとともに、市政広報や広報番組等により制度の周知を図る。  
その後も、地域コミュニティバスの運行に対し、関心や意欲がある地域から要請があれば、説明会や勉強会を随時開催していく。

## 案件2: 赤十字病院線の新設について

案件提出者	福井鉄道株式会社 越前市北府2丁目5番20号 代表取締役社長 村田 治夫
1. 目的	麻生津線の効率化を図りつつ、福井鉄道を利用して赤十字病院を訪れる高齢者等の利便性向上を図る。
2. 運行系統	赤十字病院線(現・福井新駅～赤十字病院)
3. 停留所	新設: 現 福井新駅前 既存: 赤十字病院 途中の停留所は設置しない
4. 運賃	協議運賃とする。 (内容) 一乗車50円
5. 運行車両	定員10名の普通車を使用する。 (理由) 運行経路の幅員が狭く、バスの運行に支障をきたすため
6. 予定運行本数	1日あたりの便数: 現 福井新駅発着の電車に接続し、随時運行 運行日: 土日祝日及び12/30～1/3を除く毎日
7. 運行開始予定日	平成22年3月25日
8. 添付図書	・運行ルート図 ・赤十字病院線時刻表





赤十字病院線時刻表（案）

運行日：土日祝日（振替え休日を含む）及び12/30・31・1/2・3を除く毎日

電車発着時刻	7時		8時			9時			10時		
	29	54	13	25	53	15	34	54	14	34	54
赤十字前駅発	32	59	173	29	57	18	38	58	18	38	58
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
赤十字病院前 着 発	36 37	03 04	21 22	33 34	01 02	22 23	42 43	02 03	22 23	42 43	02 03
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
赤十字前駅着	41	08	26	38	06	27	47	07	27	47	07

電車発着時刻	11時			12時			13時		14時		15時
	14	34	54	14	34	54	14	54	14	54	14
赤十字前駅発	18	38	58	18	38	58	18	58	18	58	18
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
赤十字病院前 着 発	22 23	42 43	02 03	22 23	42 43	02 03	22 23	02 03	22 23	02 03	22 23
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
赤十字前駅着	27	47	07	27	47	07	27	07	27	07	27